

定額減税しきれないと見込まれる方へ

定額減税補足給付金（調整給付）支給のお知らせ

物価高騰による負担を緩和するため、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税の所得割額において定額減税を実施しています。その中で定額減税しきれないと見込まれる方に対し、差額分を定額減税補足給付金（調整給付）として給付します。

【対象者】

- ▼令和6年1月1日時点で白鷹町に住民登録があり、令和6年度の個人住民税が白鷹町から課税されている方のうち、納税義務者本人および配偶者を含めた扶養人数に基づき算定される定額減税可能額（1人につき所得税3万円、個人住民税1万円）が、令和6年分推計所得税（令和5年分所得税を用います）または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方
- ▼納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下の方

【給付額】

- ▼給付額は、所得税の定額減税しきれない分と個人住民税の定額減税しきれない分の合計額（合計額を万円単位に切り上げ）です。

所得税の定額減税
しきれない分

=

所得税分定額減税可能額 3万円
×
(本人 + 扶養人数)

—

令和6年分
推計所得税額
(令和5年分所得税額)

個人住民税の定額
減税しきれない分

=

個人住民税所得割分
定額減税可能額 1万円
×
(本人 + 扶養人数)

—

令和6年度分
個人住民税所得割額

【申請手続き】

- ▼対象となる方には7月下旬から「確認書」を送付しております。「確認書」が届きましたら、必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して同封の返信用封筒で返送してください。給付金は口座振込となります。
- ▼本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカード など）
- ▼通帳の写し（マイナポータル等で登録済みの公金受取口座希望のときは必要なし）

【申請期限】

- ▼令和6年10月31日（木）消印有効



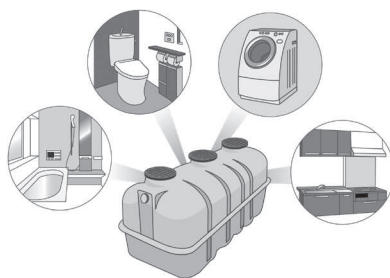
公共下水道事業区域にお住まいの方は公共下水道への接続を、それ以外の区域にお住まいの方は合併処理浄化槽への転換をお願いします

公共下水道は、生活排水を下水道管に流すことで下水処理場に運ばれ、さまざまな処理をしてきれいにしてから川に流します。汚れた水が家の周りに流れないことで、害虫（蚊やハエ）の発生や悪臭の発生を予防できます。

合併処理浄化槽は「小さな下水処理場」ともいえるもので、生活排水を微生物の力を借りてきれいにしてから川に流すので、公共下水道と同じ効果があります。

公共下水道・合併浄化槽へ

接続または転換している



接続または転換していない



快適な環境が保たれる

一度、汚染されると
回復まで相当な時間
がかかります…



生活排水による水質汚染（悪化）

私たちの快適な生活環境を保ち、また、未来にきれいな環境を残すために、公共下水道への接続がまだの方や合併処理浄化槽への転換がまだの方は接続または転換をお願いします。

※接続や転換をお考えの方は、下記担当までお気軽にご相談ください

【担当】

上下水道課業務係 ☎ 85-6138

✉ suidou@so.town.shirataka.yamagata.jp



QRコード
(E-mail 用)